二(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市下吉田字南戸合一四一、一四一の一、一四二、一四四、一四七から一四九まで、一四九の一、字上新戸一五、一六、一七の一、四三、四三の一、四四の一、四七の一、四八の二、四八の三、四九、四九の一、五一の一、五一の二、五二から五五まで、五五の一、五六、六〇、六一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上新戸一七の一・五一の一・五一の二・五二・五三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市下吉田字揚田四の一・四の二・五の一・八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、東海市荒尾町中切一七、一八（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字振草字小林中田六七の一二、字下粟代引沢一一、一二、大字中設楽字ホトケドチ四、字桐久保一四の六、字大河内一、六二六（次の図に示す部分に限る。）、二七の二、二七の六、字中沢一五の一、一六、一九から二三まで、大字月字神送場二の一、三、四、一〇、一四の一、一四の二、一五の二、一五の四、大字本郷字大洞二から四まで

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字振草字古戸三ツ又二・五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字古戸崩沢二五の一、字古戸太古木一二、字古戸峯地一八の一、一八の三、大字三輪字戸頭露一〇〇、一〇一の一、一〇一の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市穴吹町口山字猿飼四〇一の二の一から四〇一の二の四まで、穴吹町古宮字北又一〇九〇、一〇九一の一から一〇九一の六まで、一〇九二、一一三四、字半平九一三の一から九一三の三まで、九一四の一、九一四の二、九一六、字平谷六九〇、六九三、六九四、六九六、七〇一、七〇二の一、七〇二の二、七〇三、七〇五、七〇六の一、七〇八から七一〇まで、七一一の一、七一二、七一四、七一六の一、七一六の二、七一七から七二〇まで、七二二の一、七二二の二、七二三から七二八まで、木屋平字イゲンギョ六、字大北五七一、五七二、五七四の一から五七四の三まで、五七五、五七九、五八三、六一六の一六、六一六の一七、六一六の一九、六一七の二から六一七の四まで、六一七の二四、字川上カケ四五六から四五八まで、四六一、四六二、四七九、四八〇、四八二から四八四まで、五〇八、字小日浦三六の一、三六の三、七〇の一、七二から七四まで、字杖立九、一〇の二、一三、三一、三二、三四、三五の二、三五の三、三六の二、三好市西祖谷山村今久保一の一、一の二、二、西祖谷山村重末四一七から四一九まで、四二〇の一、四二〇の四、四二一、四二五から四二七まで、四三三から四三六まで、四五七から四六一まで、四九二から四九四まで、阿南市大井町竹鼻七六の一、橘町荒神の上七七、七八、八二、八三の一、八四の一、八四の三、八六、九一の一、汐谷山一一九、一二三の一、一二三の六、一二三の七、一二四の一、一二五の一、一二六、一三三、一三四の一、一三五から一三七まで、一三八の一、一三九から一四二まで、一四三の三、福井町貝谷二〇四、久保野一三七、椿町加茂前一三五の一から一三五の五まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市穴吹町口山字調子野五一三の二四・五一三の二五（以上二筆国有林）、五一三の四、穴吹町穴吹字田ノ浦一〇七の二一、脇町字西俣名一七九四の一、一七九七の二、一七九七の五、一七九七の七、一八〇一の三、一八〇七の二、美馬町字庸枝佐古五八、字西大久保四四の一、美馬郡つるぎ町半田字天皇二七三の一、字中藪九九の一、四八七の一、四八七の三、五一二の一、五一三の四、五六八の一、六〇三の一、六〇三の二、六一五の二、字東久保八五〇の二、九八七の一、九九〇の二、九九〇の三、一〇〇六の一、一〇〇六の二、一〇〇七の八、貞光字太田西山三三の一、三三の三、三三の四、三四の四、三四の一三、三四の一四、三五、三六の一、三六の六、四三から四五まで、字太田西四四六七、字太田東山三〇の一、三三の一、三四、吉野川市美郷字来見坂二九の二、三七、六五の二、六五の三、六五の六、字東山峠五二、字栩谷五四の一、一六七、一七〇、一七二、三六五、三六七、字中畠四五の四、字松尾八、字大神二六二、二六七、字大平一二から一五まで、一二六の一、一三二の一、一三八、一三七、字古井一（次の図に示す部分に限る。）、字下浦一四、二四、二七、三二、三三、三五、六六の一、字滝ヶ山一、二、三の二、一三の一、一三の三、一四、二三、三一、三六、字照尾二六三、二七九、字張二三〇の二、二三二、二四五の四、阿波市市場町大影字ニイヤニ一九の三から二一九の六まで、二一九の三四、二一九の三五、二一九の四〇、二一九の四一、二一九の六三、二一九の六六から二一九の六八まで、市場町大俣字佐三二〇、市場町日開谷字稲荷五四九の一、五五三の一、五五三の二、字中ノ名二〇六、二二四、二二九、二三〇、市場町尾開字金清七五、七六、七九、八〇、字栩谷三三の一、四〇、市場町切幡字坤山八の二、一七の一、一九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備